

山口市指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市指定給水装置工事事業者規程（平成17年山口市規程第31号。以下「規程」という。）第8条又は第9条の規定に基づき、山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した山口市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）の違反行為における処分について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の認定)

第2条 管理者は、指定工事事業者が違反行為を行ったと判断したときには、当該指定工事事業者から違反行為届出書（様式第1号）の提出を求めるとともに、違反行為に係る事実関係の調査を行う。

2 前項の違反行為届出書及び調査に基づき、山口市指定給水装置工事事業者審査委員会は、違反行為の有無を認定し管理者へ答申を行う。

3 管理者は、前項の答申を受け、違反行為と認めたとき、違反行為確認通知書（様式第2号）により、当該違反行為を行った指定工事事業者に対し通知を行うものとする。

(違反行為に対する処分)

第3条 違反に係る指定工事事業者への処分は、違反行為に対する処分基準表（別表第1）に基づいて処分するものとする。

2 管理者は、前項の規定により処分を行おうとするときは、あらかじめ聴聞又は弁明の機会を付与するよう手続きをとらなければならない。

3 管理者は、前2項により処分を行うことを決定したときは、当該処分を行う指定工事事業者に対し、違反行為処分決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知しなければならない。

(違反点数の付与)

第4条 管理者は、違反点数基準表（別表第2）に定める違反行為の種別に応じ、同表に掲げる違反点数を、違反行為を行った当該指定工事事業者に付するものとする。ただし、同一工事において複数の違反が認められたときは、それらの違反に該当する違反点数のうち、最も高い違反点数を付する。

2 前項の規定により付した違反点数については累積加算するものとする。ただし、

違反行為に係る第2条第3項の規定による通知を行った日から1年間、当該指定工事業者が違反行為を行わなかったときは、その違反点数は消滅する。

(文書による警告)

第6条 管理者は、前条第1項又は第2項の規定により指定工事業者に付し、又は加算した違反点数が40点に達したときは、山口市指定給水装置工事事業者違反行為警告書(様式第4号)により当該指定工事業者に通知するものとする。

(処分後の給水装置工事の施行)

第7条 管理者は、第3条第1項の規定による処分を行った指定工事業者に未施工又は施工中の給水装置工事があるときは、当該指定工事業者以外の指定工事業者に施行させるものとする。ただし、施工中の給水装置工事について特に必要があると認めるときは、当該処分を行った指定工事業者に施行させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の小郡町指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準(昭和57年小郡町制定)の規定によりなされた処分その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

違 反 行 為 届 出 書

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

電話番号

事業者番号

違反行為を行ったので、次のとおり届け出ます。

1 違反行為の内容等	年 月 日	年 月 日
	場 所	山口市
	内 容	
2 担当給水装置 主任技術者名	氏 名	
	主任技術者番号	
3 違反行為に至った 経過		